



熊本県公報

号外 第61号
平成24年12月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例……………	(人事課) 2
○熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………	(〃) 3
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(財政課) 4
○くまもと家庭教育支援条例……………	(社会教育課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

- 1 退職手当について、熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の104から100分の87に引き下げることとした。当該引下げは、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用することとした。(第1条―第4条関係)
- 2 この条例は、平成25年1月1日から施行することとした。
- 3 1の調整率は、平成25年1月1日から同年9月30日までの間については100分の98と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間については100分の92とすることとした。(附則第2項―第4項関係)

◇熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

- 1 政務調査費の名称が政務活動費となることに伴い、所要の改正を行うこととした。(題名、第1条―第4条、第6条―第8条、第10条―第13条、第16条関係)
- 2 条例の趣旨を見直すこととした。(第1条関係)
- 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。(第2条、別表関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第15条関係)
- 5 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 特別委員の任期を定めることとした。(第4条関係)
- 2 議員が少なくとも一の常任委員となるものとした。(第5条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第9条、第18条、第21条、第26条関係)
- 4 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇くまもと家庭教育支援条例

- 1 条例の目的を規定することとした。(第1条関係)
- 2 用語の定義を規定することとした。(第2条関係)
- 3 家庭教育の支援の基本理念を規定することとした。(第3条関係)
- 4 県の責務を規定することとした。(第4条関係)
- 5 市町村との連携について規定することとした。(第5条関係)
- 6 保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を規定することとした。(第6条―第9条関係)
- 7 財政上の措置について規定することとした。(第10条関係)
- 8 議会に対する年次報告について規定することとした。(第11条関係)
- 9 親としての学びを支援する学習機会の提供について規定することとした。(第12条関係)
- 10 親になるための学びの推進について規定することとした。(第13条関係)
- 11 家庭教育の支援を行う人材養成について規定することとした。(第14条関係)
- 12 家庭、学校等、地域住民等が連携協力して取り組む家庭教育を支援するための

め、同条の次に次の1条を加える。
 (政務活動費を充てることができる経費の範囲)
 第2条 政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。
 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
 第10条の見出しを「(政務活動費経理責任者)」に改め、同条中「第3条第2項第1号」を「第4条第2項第1号」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。
 第11条第1項中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。
 第12条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
 第13条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第9条」を「第2条」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
 第15条の見出しを「(透明性の確保)」に改め、同条中「行う」を「行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める」に改める。
 第16条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第2条関係)

経 費	内 容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員及び会派が雇用する職員並びに議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派及び議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例による改正後の熊本県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の熊本県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。
 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において新条例第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第87号
 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
 熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1項中「議会の議決により付議された案件を審査するため」を削り、同条に次

の1項を加える。
 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
 同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2 議長は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
 第9条中、「議長は」の次に「、第5条第2項の規定にかかわらず」を加える。
 第18条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。
 第21条第1項中「みだす」を「乱す」に改め、同条第2項中「委員会を」を「委員会が」に改める。
 第26条第2項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。
 附 則
 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

くまもと家庭教育支援条例をここに公布する。
 平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第88号

くまもと家庭教育支援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 家庭教育を支援するための施策（第12条—第17条）

附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情に育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域との触れ合いを通じて、家庭でまろちること、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となる。いじめや子どもの自尊心の低さが課題となっている。これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められる。より、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びにより、家庭教育を支援するが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他者が、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するとの基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協

力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもが自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(人材養成)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

(家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充

実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。